

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 行政部
令和4年度4月～7月分 必要に応じて令和3年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年8月29日～令和4年10月24日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、職員厚生課、デジタル戦略課及び管財課が備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄されているものがあった。

イ 岐阜市会計規則第65条第1項は、「支出命令者は、支出命令書(支出負担行為書兼支出命令書を含む。)を作成しようとするときは、予算の節及び債権者ごとに作成し、所属年度、支出科目、支出金額及び債権者名の正誤並びに支出の内容が法令等又は契約に違反する事実がないかを調査しなければならない。」と規定している。

しかしながら、消防職員44人に対し、令和3年5月に支給した超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び特殊勤務手当の計2,037,939円分を6月支給分に上乗せして支給していた。

今後は、岐阜市物品管理規則及び岐阜市会計規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。